

第2章 環境影響評価の経過

2.1 条例環境影響評価準備書の縦覧期間及び縦覧場所

本事業に係る条例環境影響評価準備書（以下、条例準備書）の縦覧期間及び縦覧場所は表2.1-1に示すとおりであり、令和8年7月8日から令和8年8月21日までの45日間、川崎市役所（環境局環境対策部環境評価課）、川崎区役所、幸区役所、横浜市役所（みどり環境局環境影響評価課）、鶴見区役所にて縦覧された。

表 2.1-1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和8年7月8日（水）～令和8年8月21日（金）[45日間]
縦覧場所	川崎市役所（環境局環境対策部環境評価課）、川崎区役所、幸区役所、横浜市役所（みどり環境局環境影響評価課）、鶴見区役所

2.2 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、市条例第48号）第20条第1項の規定に基づき、条例準備書の縦覧期間中に開催した説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法は、表2.2-1に示すとおりである。

表 2.2-1 説明会の開催日時、場所、参加人数及び周知方法

	第1回	第2回
開催日時	令和8年7月24日（金） 午後7時00分～午後8時30分	令和8年7月25日（土） 午前10時00分～午前11時40分
場 所	東海道かわさき宿交流館 4階 第1、第2会議室 （川崎市川崎区本町1丁目8番地4）	
参加人数 （来場者数）	19名	34名
説明会開催の 周知方法	・「（仮称）川崎日進町計画に係る「条例環境影響評価準備書」に関する説明会開催のお知らせ」を、令和8年7月10日（金）～7月16日（木）、令和8年7月17日（金）～7月23日（木）の計2回、関係地域の住戸等に個別配付した。	
条例準備書の 内容の周知方法	・条例準備書から、評価の結果、環境保全のための措置を中心に抜粋したパンフレットを作成し、説明会来場者に配付した。 ・条例準備書から図表等を中心に抜粋して、説明用スライドを作成し、説明会来場者に対して説明を行った。	

2.3 意見書の提出数

10名、17通

